DMG 森精機特別枠：大学院教育支援機構（DoGS）海外渡航助成金
２０２５年度
募集要項
一般財団法人 森記念製造技術研究財団

1. 奨学団体名称
一般財団法人 森記念製造技術研究財団

2. 目的
本助成金は、京都大学の大学院生による海外での研究活動を支援し、国際的に活躍できる優秀な研究者を育成することを目的としています。国際学会での発表、海外でのフィールド調査、国際共同研究等を通じて、専門性の向上と国際的な視野の獲得を目指します。
また、助成対象者には、DMG 森精機株式会社の国内外拠点における見学・インターンシップ等の交流活動（1 日以上）や交流会・意見交換会への参加も求め、産学協同教育、キャリア教育の契機とします。（採択者と個別に調整します。）

3. 対象校
⑴ 本助成金の募集は、当財団の指定する推薦依頼校（京都大学）より候補者の推薦を受け付けて行う。
⑵ 学生本人からの直接応募は受け付けない。

4. 対象研究科
京都大学大学院のすべての研究科
（総合生存学館、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部を含む。）

5. 応募資格・要件
以下すべての条件を満たす者。
⑴ 日本国籍を有する日本人学生であり、応募時および渡航実施時に京都大学の大学院に在籍する正規学生であること（休学中の者は対象外）
⑵ 2025 年度中に海外での研究活動を計画していること
⑶ 指導教員からの推薦があること
⑷ 所属研究科の海外渡航に係る手続きに従い、渡航許可を得られる見込みであること
⑸ 海外での研究活動が可能な健康状態にあること
⑹ 海外滞在に伴うリスクを十分に認識し、自己責任で行動できること
⑺ 治療・救援費用が無制限の海外旅行保険に加入すること
⑻ 渡航前に指導教員による派遣承諾書を提出できること

⑼　渡航後 2 週間以内に報告書を提出できること（報告書は公開されます）
⑽ 京都大学が指定する海外渡航安全説明動画を視聴すること
⑾ 以下 12.に掲げる DMG 森精機との交流活動に参加可能であること

6.　募集人数
5～10 名程度

7.　助成内容
助成金額：1 人あたり上限 100 万円
対象経費：渡航費、滞在費、保険料、学会参加費、調査費等の渡航関連費用

8.　渡航期間
2025 年度後期（2025 年 10 月～2026 年 3 月）に出発する渡航が対象

9.　応募手続き
以下の書類を、京都大学大学院教育支援機構ウェブサイトより様式をダウンロードの上作成し、オンラインにて提出してください。

- **海外渡航計画書（様式 1、Word 形式、ファイル名：「海外渡航計画書_氏名」）**
- **推薦書（様式 2、指導教員署名付き PDF、ファイル名：「推薦書_学生氏名」）**

提出先 URL：
https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nfkf-maqgtj-ad7d51b32f13d032ba39783eeed0f338
※アップロード後の差替えは一切不可。内容をよく確認の上、提出してください。

10. 提出期限
2025 年 10 月 10 日（金）正午（日本時間）

11. 審査・採択
⑴　京都大学大学院教育支援機構および当財団による書類審査を実施
⑵　必要に応じて面接審査を行う場合があります
⑶　採択結果は大学を通じて本人に通知（2025 年 11 月予定）
⑷　採択後、指導教員による派遣承諾書および助成金振込に必要な書類を提出（詳細は個別に通知）
⑸　渡航開始時期によっては、助成金支給が渡航後になる場合があります

12. 交流活動

⑴ DMG 森精機 拠点・企業訪問（以下いずれかの活動に参加すること）

- 渡航先に DMG 森精機の海外拠点がある場合
  → 渡航中に 1 日以上の海外拠点訪問・インターンシップ
- 渡航先に DMG 森精機の海外拠点がない場合
  → 年度中に 1 日以上の国内拠点（伊賀事業所等）訪問・インターンシップ

⑵ 渡航後に実施する、DMG 森精機と本助成金採択者との交流会・意見交換会

※日程や内容は個別に調整のうえ決定します。

13. 採択された場合の注意事項

⑴ 採択された内容の変更は原則として認められません。やむを得ず変更する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

⑵ 必要に応じて証拠書類の提出を求める場合があります。そのため、助成金の使途については、説明責任が果たせるよう、飛行機や移動に使った交通機関のチケット及び領収書、ホテルの領収書等は必ず保存しておくこと。

⑶ 以下の場合、助成金の一部又は全額の返還を求める場合があります。

- 渡航を実施しなかった場合
- 採択された内容以外の用途に助成金を使用したことが判明した場合
- 報告書を期限内に提出しない場合
- 終了後に提出する報告書等において、活動実態に疑義が生じた場合
- 渡航先で本学学生として不適切な行動等があったことが判明した場合
- この募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が発生した場合

⑷ 助成金額決定後の増額や減額はしません。

⑸ 採択者の氏名、所属等の情報は京都大学大学院教育支援機構のホームページで公開されます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

京都大学 大学院教育支援機構
Email：kikaku-graduate@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp